

公益社団法人青森県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

令和 6 年度事業報告書

(令和 6 年 7 月 1 日から令和 7 年 6 月 30 日)

1. 事業概要

私たち公益社団法人青森県公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下当協会という）は、社員である土地家屋調査士の不動産に関する専門的な知識と能力を結集し、国民の不動産の表示に関する権利の明確化や不動産取引の円滑化のために、公共事業を中心に適正かつ迅速な処理に寄与する活動を行いました。

大規模災害が発生した場合に狭あい道路による復旧への影響が懸念されることから、国土交通省がその解消事業を推進しています。当協会では全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会、日本土地家屋調査士連合会および全国土地家屋調査士政治連盟と連携し、官公署への啓発を通して防災減災の意識向上に貢献しました。

2. 公益目的事業

土地家屋調査士法第 63 条に基づき設立した、当協会の目的である「不動産に係る国民の権利の明確化」を達成するため、次の活動を実施しました。

イ. 公共嘱託登記に係る受託事業

不動産取引の円滑化のために、各官公署から大量かつ広範囲に発注される嘱託登記業務を能力と組織力を活かし適正かつ迅速な処理を行いました。

本年度は、官公署の嘱託登記業務を 75 件受託し、業務を完了しました。

ロ. 地図整備の促進に係る受託事業

不動産の現状がどのような形状でどのような区画になっているのかを把握するためには正確な地図が必要となります。県内の法務局備付地図においては都市部の市街化地区に未整備の地域がまだあり、不動産取引や公共事業を行う際には境界確認のために多くの費用と時間を要しています。不動産取引の円滑化と国民の権利の明確化を推進するために、地図作成作業を多数の社員が組織的に処理をし、不動産の境界に関する問題を官民一体となって解決する事で不特定多数の人々の利益に貢献しました。

本年度は法務局備付地図作成作業として、青森市里見地区において一筆地調査・測量業務を行い、0.53km²について筆界未定がない1803筆の地図が整備されました。また、春からは弘前市城南地区において作業を行っています。

ハ. 登記基準点設置事業

本年度は新設基準点の設置はしませんでした。過去に設置した基準点はホームページのマップ上で位置と成果を確認できるようにしています。

ニ. 基準点点検測量事業

八戸市内丸・売市地区において、19点の街区基準点と既設基準点をVRS観測で点検しました。この地域は地図作成作業が予定されており、既存の基準点を点検することで備付けとなる地図の精度への影響を推測できます。点検の結果、許容誤差を超える基準点はありませんでしたが、高さについては10cmを超える較差も確認できました。観測方法に起因するものかもしれませんが、後の作業の判断資料になると思います。結果はホームページに公開しました。

ホ. 官公署未登記建物の建物表題嘱託登記事業

官公署の未登記建物物件において、官公署と協議の上、協会が自主的に建物表題登記を行い権利の明確化に寄与することを目的としました。今年度は弘前市大字石川にある石川小中学校校舎および青森港管理所倉庫の合計2棟の建物表題登記を行いました。

ヘ. 土地境界や公共嘱託登記に関する知識の普及活動

令和7年6月20日、青森市アピオあおもりにて登記測量研修会「できることから始める狭あい道路対策～今日から動く第一歩～」を開催しました。講演内容は第1部として「狭あい道路は“いま動く”が正解～国の考え方と各地の取組事例～」の演目で国土交通省住宅局市街地建築課課長補佐 中世古英昭氏に講演いただきました。第2部として「こうすれば進む！～現場が語る狭あい道路解消のリアル～」の演目で全国土地家屋調査士政治連盟副会長 早川正敏氏に講演いただきました。早川氏は愛知県の土地家屋調査士であり、狭あい道路事業が進んでいる愛知県の実情をご説明いただきました。第3部として補足説明や質疑応答を行いました。参加者は官公署職員35名、土地家屋調査士30名、一般1名の合計66名でした。

狭あい道路について青森県内ではあまり理解が進んでいないことから、令和7年4月24日に当協会の顧問である県議会議員とともに勉強会を行いました。また、同年5月2日には弘前市議会議員向けに勉強会を行いました。

令和7年6月4日に八戸市役所職員に対して登記測量や当協会が行っている公益事業についての研修会を行いました。

今年度は一般向けの研修会だけではなく、嘱託業務を行う官公署への個別研修会も開催しました。事業主である官公署が嘱託登記への理解を深めていただくことで、不動産に関する権利の明確化が公正迅速に進んでいくと思っています。

ト. 登記の現状に関する情報提供

ドローンによる空撮と登記所備付地図XMLデータの比較を予定し官公署と打合せを行っていましたが、地区の選定までとまらず実施にいたりませんでした。

3. その他

イ. インボイス制度に対応した財務処理を行いました。

ロ. 地図作成事業について、作業責任者から各班への作業状況の共有を行いました。

ハ. 協会の法人電子認証を取得し、電子入札に対応しました。

ニ. 特定費用準備資金取扱規則を制定し、計画的な公益事業を行えるようにしました。